

法人代表者各位

川崎市健康福祉局障害者施設指導課長

令和5年度川崎市小規模生活介護事業所整備事業補助金に係る対象事業者の公募について
(通知)

日頃から、本市の障害福祉施策の推進に御協力いただき御礼申し上げます。

さて、小規模生活介護事業所の整備を進めることにより特別支援学校等卒業生の日中活動の場の一層の充実を図るため、令和5年度川崎市小規模生活介護事業所整備事業補助金の対象事業者を次のとおり公募いたします。

【川崎市小規模生活介護事業所整備事業補助金の主な内容】

1 概要

既存建築物の改修等により生活介護事業所を整備するものに対し、市が改修費等の施設整備費の一部を補助する。

2 補助対象経費

施設整備費、設計監理費、設計費、備品購入費

※ 用地費、区分所有権購入費、保証金、敷金、消耗品購入費等は対象外とする。

3 補助額

補助対象経費の合計（基準額を超える場合は基準額）× 3/4（千円未満は切捨て）

<基準額>

- ① 従たる事業所（定員 6人以上）：10,000 千円（補助金上限 7,500 千円）
- ② 主たる事業所（定員 20人以上）：20,000 千円（補助金上限 15,000 千円）

4 補助の必要条件

- (1) 10年以上継続して運営が確保できることが見込まれること
- (2) 設備及び運営は、川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第69号）に定める基準に適合するものであること

【お問い合わせ先】

障害者施設指導課施設調整担当

電話 044-200-0874

FAX 044-200-3932

E-mail 40sidou@city.kawasaki.jp

1 令和5年度の公募について

(1) 事業所の所在地

川崎市内に事業所の所在地があるもの

ただし、特別支援学校等卒業生の状況等を踏まえ、次の区に所在する事業所を優先的に選定します。(優先順位順)

1 宮前区 2 幸区

(2) 開設時期

来春の卒業生を受け入れるため、令和6年3月31日までに開設ができること。

(3) 募集施設数

1 か所 (予定)

(4) 定員

特別支援学校等卒業生の受入れにおいては、「川崎市特別支援学校等卒業予定者利用調整会議」の運営に協力した上で、原則、定員の80%以上を受け入れること。

(5) その他

特別支援学校等卒業生の状況等を踏まえ、車いす利用者の受け入れが可能な事業所を優先的に選定します。

2 提出書類

応募申込書

① 応募申込書 (様式1)

事業計画に関する書類

- ② 事業計画書 (様式2)
- ③ 施設整備費の見積書、仕様書
- ④ 設計・設計監理委託契約の見積書、仕様書
- ⑤ 地図、平面図、立面図、各室面積表、工程表
- ⑥ 備品等見積調書
- ⑦ 施設整備に関わる収支予算書抄本

法人に関する書類

- ⑧ 法人に関する書類
 - ア 定款又は寄付行為 (申請時最新のもの)
 - イ 役員名簿 (様式自由)
 - ウ 登記事項証明書 (応募申込時より3か月以内に発行されたもの)
 - エ 令和4年度における法人の決算報告書や貸借対照表等
 - オ 令和5年度における法人の収支予算書や事業計画書等
 - カ その他、法人の概要が分かる資料 (パンフレット等) (様式自由)

3 書類提出期限

令和5年10月20日（金）

4 書類提出先

以下のいずれかの方法により御提出ください。（※郵送先と持参先は異なります）

(1) 郵 送

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市健康福祉局障害者施設指導課 施設調整担当

(2) 持 参

川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階
川崎市健康福祉局障害者施設指導課 施設調整担当

5 選定結果の通知

選定結果については、適否に関わらず御連絡します。（令和5年11月上旬～11月中旬頃を予定）

※本補助金は、補助金の交付決定前の事業の事前着手（契約締結等）を認めておりません。

このため、選定後、補助金の交付申請書を提出いただき、交付決定通知を経てから事業を開始していただきます。

6 その他

- ・ 事業計画書については、各項目の文字制限などはありませんので、資料やイメージ図を添付するなど、分かりやすい手法で記載してください。
- ・ 選定された場合、市内中小企業者への優先発注に関する規定に従い事業を実施いただく必要があります。主な内容は以下のとおりです。

○ 1件あたり1,000,000円を超える工事の発注、物品購入、役務の調達等を行う場合、市内中小企業者による入札、又は市内中小企業者2社以上から見積書の徴取する必要があります。

※ 市内中小企業者2社以上から見積書を徴取していれば、契約先業者は市内中小企業者ではなくとも構いません。

※ 1件あたり1,000,000円未満の案件については対象外です。

※ 市内中小企業者から見積書を徴取する場合、市内中小企業者であることの誓約書を提出させていただきます。

また、市内中小企業者にあたるかどうかについては、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「川崎市競争入札参加資格名簿」等でも確認できます。

○ 市内中小企業者で取扱いがないなど、契約の性質上、市内中小企業者での対応が困難な場合には、「入札（見積り）が行えないことに係る理由書」を実績報告時に提出いただく必要があります。

- ・ その他、本事業の詳細については、別添「川崎市小規模生活介護事業所整備事業補助金交付要綱」に規定するとおりとなりますので、御確認ください。